

漁管第 2366 号  
令和 8 年(2026 年)2 月 27 日

宗谷海区漁業調整委員会会長 様

北海道知事 鈴木 直 道



特定水産資源に関する令和 8 管理年度における漁獲可能量の当初配分案  
等について (諮問)

このことについて、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 16 条第 1 項の規定に基づき、特定水産資源 (くろまぐろ (小型魚)、くろまぐろ (大型魚)、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいか) に関する令和 8 管理年度における漁獲可能量を別紙 1 のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

また、くろまぐろ (小型魚)、くろまぐろ (大型魚)、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだら根室海峡及びするめいかの、令和 8 管理年度の国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について、別紙 2 の取扱いとしたいので、同条第 5 項において準用する同条第 2 項の規定により、併せて貴委員会の意見を求めます。

(水産林務部水産局漁業管理課)





## ○令和 8 管理年度知事管理漁獲可能量について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 8 管理年度における同項に掲げる数量を次のように定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 8 年 3 月（ ）日

北海道知事 鈴木 直道

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 8 管理年度（令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第 16 条第 1 項に掲げる数量は、次のとおりとする。

## 第一 くろまぐろ（小型魚）

## 一 知事管理漁獲可能量

1. 法第 15 条第 1 項第 2 号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 142.0 トン
2. 法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知 事 管 理 区 分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	142.0 トン
北海道くろまぐろ（小型魚）漁業	142.0 トン

## 第二 くろまぐろ（大型魚）

## 一 知事管理漁獲可能量

1. 法第 15 条第 1 項第 2 号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 446.5 トン
2. 法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知 事 管 理 区 分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	446.5 トン
北海道くろまぐろ（大型魚）漁業	446.5 トン

## 第三 すけとうだら太平洋系群

## 一 知事管理漁獲可能量

1. 法第 15 条第 1 項第 2 号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 64,800 トン
2. 法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
北海道漁獲可能量	64,800 トン

道南太平洋	61,300トン
北海道すけとうだら道南太平洋漁業	44,500トン
北海道すけとうだら道南太平洋その他漁業	現行水準
道東太平洋	3,500トン
北海道すけとうだら道東太平洋漁業	1,700トン
北海道すけとうだら道東太平洋その他漁業	現行水準

#### 第四 すけとうだら日本海北部系群

##### 一 知事管理漁獲可能量

1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 8,400トン
2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	8,400トン
北海道すけとうだら日本海漁業	6,050トン
北海道すけとうだら日本海その他漁業	現行水準

#### 第五 すけとうだらオホーツク海南部

##### 一 知事管理漁獲可能量

1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 現行水準
2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	現行水準
北海道すけとうだらオホーツク海漁業	現行水準

#### 第六 すけとうだら根室海峡

##### 一 知事管理漁獲可能量

1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 15,000トン
2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	15,000トン
北海道すけとうだら根室海峡漁業	15,000トン

#### 第七 するめいか

##### 一 知事管理漁獲可能量

1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 6,600トン
2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	6,600トン
北海道するめいかを採捕する漁業	6,600トン

**国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について**  
**(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、**  
**すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、**  
**すけとうだら根室海峡及びするめいか)**

## 1. 背景

これまで、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだら根室海峡及びするめいかの漁獲可能量の配分の変更のうち、以下に該当する場合は、予め行政庁の恣意性のない機械的な配分手法を定め、事前に関係海区漁業調整員会(以下、「海区委員会」という。)の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきた。

(1) くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)

前管理年度の北海道漁獲可能量の未利用分を、当初配分数量の合計の10%を上限として翌管理年度に繰越しする場合や、国の留保からの追加配分及び融通に伴い、知事管理漁獲可能量を変更する場合

(2) すけとうだら太平洋系群

資源評価対象海域外からのものと推定される資源の大量来遊が発生したと見なす要件に合致した場合に漁獲可能量に1万トンを追加する場合(以下「大量来遊ルール」という)や融通に伴い、知事管理漁獲可能量を変更(増加)する場合

(3) すけとうだら日本海北部系群

前管理年度の漁獲可能量の未利用分を、当初配分数量の合計の5%を上限として翌管理年度に繰越しする場合や融通に伴い、知事管理漁獲可能量を変更する場合

(4) すけとうだら根室海峡

国の漁獲可能量の変更(いわゆる「期中改定」)に伴う追加配分により知事管理漁獲可能量を変更する場合

(5) するめいか

予め定められた計算方法(いわゆる「75%ルール」)による国の留保からの追加配分及び融通に伴い、知事管理漁獲可能量を変更する場合

## 2. 令和8管理年度の取扱い

(1) くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に係る国からの追加配分(繰越し及び国の留保からの配分を含む)及び融通については、北海道資源管理方針別紙1-4(くろまぐろ(小型魚))の第3の(2)及び別紙1-5(くろまぐろ(大型魚))の第3の(2)において、全量を北海道くろまぐろ漁業から加除する旨を規定しており、当該規定に基づく配分数量の変更については、引き続き、海区委員会には事後報告で対応できることとする。

(2) すけとうだら太平洋系群の大量来遊ルールに係る追加配分に関しては、北海道資

源管理方針別紙 1-6（すけとうだら太平洋系群）の第 3 の 2（1）において、全量を北海道すけとうだら道南太平洋漁業に配分する旨を規定しており、当該規定に基づく配分量の変更については、引き続き、海区委員会には事後報告で対応できることとする。

- (3) すけとうだら日本海北部系群の繰越しに係る漁獲可能量の追加配分に関しては、北海道資源管理方針別紙 1-7（すけとうだら日本海北部系群）の第 3 において、全量を北海道すけとうだら日本海漁業に配分する旨を規定しており、当該規定に基づく配分量の変更については、引き続き、海区委員会には事後報告で対応できることとする。
- (4) すけとうだら太平洋系群及びすけとうだら日本海北部系群に係る融通に伴う配分量の増加分については、全量を北海道の留保枠とし、引き続き、海区委員会には事後報告で対応できることとする。また、すけとうだら日本海北部系群に係る融通に伴う配分量の減少分については、各管理区分の当初配分の配分比率に応じ、各管理区分の当初配分から差し引くこととし、海区委員会には事後報告で対応できることとする。
- (5) すけとうだら根室海峡に係る期中改定に伴う配分量の変更については、北海道資源管理方針別紙 1-9（すけとうだら根室海峡）の第 3 において、全量を北海道すけとうだら根室海峡漁業に配分する旨を規定しており、当該規定に基づく配分量の変更については、海区委員会には事後報告で対応できることとする。
- (6) するめいかに係る国の留保からの追加配分及び融通については、北海道資源管理方針別紙 1-10（するめいか）の第 3 の 2 において、全量を北海道するめいかを採捕する漁業から加除する旨を規定しており、当該規定に基づく配分量の変更については、引き続き、海区委員会には事後報告で対応できることとする。

### 3. 数量変更に伴う手続き

農林水産大臣は、都道府県の数量を変更したときは、これを通知する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 4 項）こととされており、知事は、通知を受けたときは、漁業法第 16 条第 5 項の規定で準用する同条第 3 項から第 4 項までの手続きに則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。

### 4. 上記 2 によるもの以外の数量変更の取扱い

上記 2（1）から（6）によるもの以外の数量変更を行う場合には、事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聴く（漁業法第 16 条第 5 項において準用する同条第 2 項）。

## 令和 8 年の T A C について（すけとうだら、するめいか）

令和 8 年 2 月 20 日に開催された、国の水産政策審議会（資源管理分科会）において示された、令和 8 管理年度における漁獲可能量の当初配分に係る告示案の概要は、次のとおりです。

（単位：トン、（ ）内の数字については、前年当初の数量）

魚種	国の資源評価				農林水産大臣が定める漁獲可能量		
	系群	資源状態	MSY を達成する 親魚量	MSY (最大持 続生産 量)	漁獲可能量	うち大臣 管理の数量	うち北海道 に定める 数量
		2024年の 親魚量					
すけとうだら	全体				259,000 (285,700)	168,700 (170,900)	88,200 (90,500)
	太平洋	320,000 ※1 目標管理基準値を上回る。	256,000	136,000	158,000 (193,000)	91,300 (99,800)	64,800 (69,100)
	日本海北部	162,000 ※1 目標管理基準値を下回る。	293,000	40,000	26,000 (19,700)	17,500 (13,200)	8,400 (6,400)
	林-ツ海南部	資源量指標値は平均水準を大きく上回る	算定不可	算定不可	60,000 (58,000)	59,900 (57,900)	現行水準 (現行水準)
	根室海峡	資源量指標値は維持または回復させるべき目標水準を上回る	算定不可	算定不可	15,000 (15,000)	— —	15,000 (15,000)
するめいか	冬季発生	57,000 ※2 限界管理基準値を下回る。	255,000	144,000	68,400 (19,200)	37,600 (8,300)	6,600 (1,300)
	秋季発生	47,000 ※2 限界管理基準値を下回る。	255,000	240,000			

※1 目標管理基準値とは、目標となる親魚量

※2 限界管理基準値とは、下回ってはいけない資源水準の値

その他：資源管理の目標、漁獲シナリオなどは別紙、参考資料を参照

## ○国の資源管理基本方針の概要

(参考資料)

系群	すけとうだら太平洋系群
資源管理の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目標管理基準値 256 千トン (MSYを達成するために必要な親魚量)</li> <li>○限界管理基準値 151 千トン (親魚量の過去最小値)</li> <li>○禁漁水準値 85 千トン (漁獲圧力を、MSYを達成する漁獲圧力に0.8を乗じた値に下げたとしても、10年間漁獲し続けた場合に、目標管理基準値まで回復する確率が50%を下回るおそれがある親魚量)</li> </ul>
漁獲シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○親魚量が令和18年に、少なくとも50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する</li> <li>○令和8年～令和10年まで： 漁獲可能量15.8万トン (相当する漁獲圧力が、MSYを達成する漁獲圧力を超過することが見込まれる場合には見直し)</li> <li>○令和11年～令和18年まで： 当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかけたものを漁獲可能量とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合：MSYを達成する漁獲圧力×0.9</li> <li>②親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合：①の規定から親魚量に応じてさらに削減した係数を乗じた値とする。</li> <li>③親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合：0</li> </ul> </li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管理年度中に公表された翌管理年度のABCが、当該管理年度のABCよりも増加することが示された場合、科学的に妥当な条件の下、当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間でTACを調整することができる。</li> <li>○資源評価対象海域外からの資源の大量来遊による漁獲可能量の追加 (漁獲の状況が一定の条件を満たした場合に1万トンを追加し、翌年、当該管理年度及び翌管理年度の生物学的漁獲可能量を再計算し、翌管理年度の漁獲可能量を変更)</li> <li>○上記の大量来遊ルールが発動要件の見直しについて、遅くとも令和10管理年度までには検討作業を行い、結論を得る。</li> </ul>
系群	すけとうだら日本海北部系群
資源管理の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目標管理基準値 293 千トン (MSYを達成するために必要な親魚量)</li> <li>○限界管理基準値 122 千トン (MSYの60%を達成するために必要な親魚量)</li> <li>○禁漁水準値 17 千トン (MSYの10%が得られる親魚量)</li> </ul>
漁獲シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○親魚量が令和18年に、少なくとも50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、資源再建計画の達成状況等を踏まえて、漁獲シナリオの検討を進める。</li> <li>○当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかけたものを漁獲可能量とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合：MSYを達成する漁獲圧力×0.9</li> <li>②親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合：①の規定から親魚量に応じてさらに削減した係数を乗じた値とする。</li> <li>③親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合：0</li> </ul> </li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○漁獲可能量の未利用分については、当初の漁獲可能量の5%を上限に翌管理年度に繰り越し、数量明示区分ごとの未利用分の数量の比率を用いて各数量明示区分に比例配分</li> </ul>

系群	すけとうだらオホーツク海南部
資源管理の目標	<p>○沖合底びき網漁業のうち、かけまわし漁法による単位漁獲努力量当たりの漁獲量（1日の総漁獲量に占めるすけとうだらオホーツク海南部の割合が50%以上の操業における1操業当たり漁獲トン数をいう。）を、平成8年から令和6年までの平均水準とされた値（令和7年資源評価において4.40トン/操業）</p> <p>（主分布域や産卵場が我が国の漁船や調査船により情報が得られる水域になく、資源全体の把握が困難なため、法第12条第2項の規定に基づき、同条第1項と異なる目標を定める。）</p>
漁獲シナリオ	<p>○我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理</p> <p>○資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定</p>

系群	すけとうだら根室海峡
資源管理の目標	<p>○すけとうだら固定式刺し網漁業による単位漁獲努力量当たりの漁獲量（操業隻日数当たり漁獲トン数をいう。）を、昭和56年から令和6年までの間に最低とされた値（令和7年資源評価において0.71トン/隻日）</p> <p>（主分布域や産卵場が我が国の漁船や調査船により情報が得られる水域になく、資源全体の把握が困難なため、法第12条第2項の規定に基づき、同条第1項と異なる目標を定める。）</p>
漁獲シナリオ	<p>○我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理</p> <p>○資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定</p>

系群	するめいか			
		秋季発生系群	冬期発生系群	備考
資源管理 の目標	○目標管理基準値	255 千トン	255 千トン	(MSYを達成するために必要な親魚量)
	○限界管理基準値	123 千トン	145 千トン	(MSYの80%(秋季)、85%(冬期)を達成するために必要な親魚量)
	○暫定管理基準値	123 千トン	145 千トン	(限界管理基準値と同値)
	○禁漁水準値	9 千トン	16 千トン	(MSYの10%(秋季)、15%(冬期)の親魚量)
漁獲 シナリオ	<p>○令和8管理年度は暫定的に、本資源に係るTAC管理開始後の最大の漁獲実績、当該年の資源量及び直近の平均資源量に基づき漁獲を管理する。</p> <p>○具体的には、以下のア及びイに掲げる合計値に0.6を乗じた値を我が国の生物学的許容漁獲量とし、TACは当該値を超えない量とする。</p> <p>    <b>秋季発生系群</b>  TAC管理開始後漁獲量が最も多かった平成18年の漁獲量に令和5年から令和7年までの資源量の平均値を乗じ、平成18年の資源量で除した値</p> <p>    <b>冬季発生系群</b>  TAC管理開始後漁獲量が最も多かった平成12年の漁獲量に令和5年から令和7年までの資源量の平均値を乗じ、平成12年の資源量で除した値</p>			
その他	<p>○令和3年から令和5年までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の中で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。</p> <p>○令和8管理年度においては、留保からの追加配分(いわゆる「75%ルール」)は行わないものとする。</p> <p>○TACの超過リスクに備えるための国の留保は200トンとする。</p> <p>○令和7管理年度における小型するめいか釣り漁業で生じた超過分のうち令和8管理年度の当該管理区分から差し引く数量(未確定)は、令和8管理年度の国の留保に繰り入れたのち、算出配分量の比率に応じて「数量明示」の道県に配分する。</p> <p>○令和9管理年度以降の漁獲シナリオについては、令和8管理年度中にステークホルダー会合を開催し、議論する。</p>			

## 【すけとうだら】

管理期間：令和8年4月～令和9年3月

(R8年当初)

## 《配分の考え方》

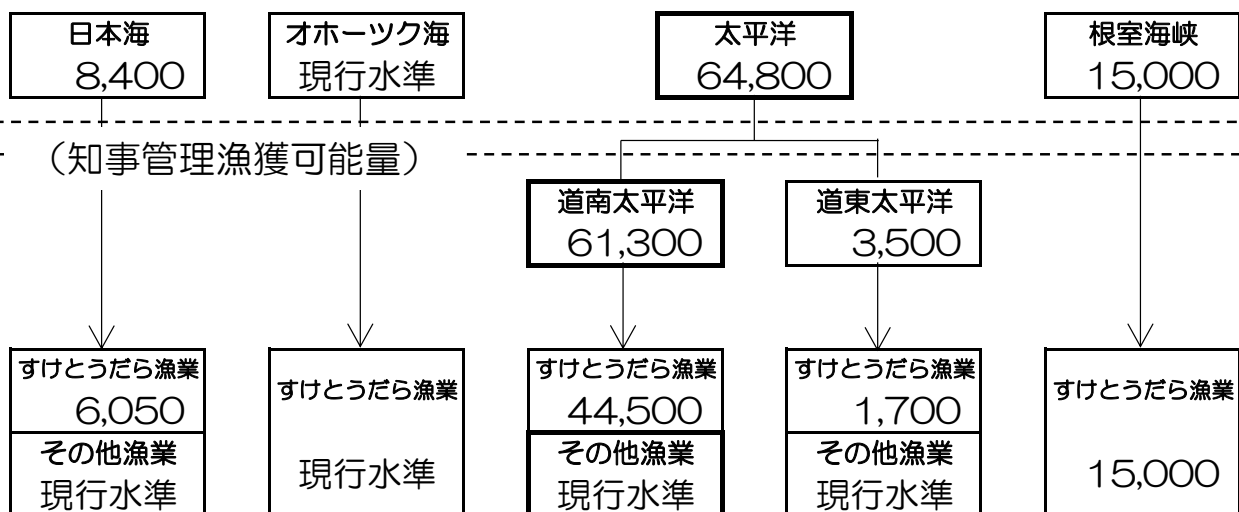
- ① 「日本海北部系群」、「オホーツク海南部」、「太平洋系群」、及び 「根室海峡」に区分し、管理する。
- ② 「日本海北部系群」、「太平洋系群」、「根室海峡」は、国から示された数量を配分し、「オホーツク海南部」は国からの配分どおり現行水準とする。
- ③ 「日本海北部系群」及び「太平洋系群」は、知事許可漁業である「すけとうだら固定式刺し網漁業」及び「すけとうだらはえ縄漁業」に数量配分し、待網漁法である定置網漁業などの「その他漁業」については、現行水準とする。
- ④ 「日本海北部系群」における「すけとうだら日本海漁業」と「その他漁業」への配分は、「令和4年までの直近3カ年の平均採捕量比率」と「前年当初TACの配分比率」を1：1で案分した比率により配分する。
- ⑤ 「太平洋系群」における「道南太平洋海域」と「道東太平洋海域」への配分及び道東太平洋海域の「すけとうだら漁業」と「その他漁業」への配分については、「令和2年から令和4年までの直近3カ年の平均採捕数量の比率」と「令和7年のTACの配分比率」を1：1で案分した比率により配分する。  
また、道南太平洋海域における「すけとうだら漁業」と「その他漁業」への配分については、平成29年1月16日付け漁管第1800号で定めた「太平洋海域におけるすけとうだらTACの有効利用について」に基づき配分する。

「太平洋海域におけるすけとうだらTACの有効利用について」の説明  
平成20年から26年までのTAC配分となった63,400トンの基本として  
(内訳：すけとうだら漁業46,000トン、その他漁業17,400トン)  
その後のTAC配分の増減量について、すけとうだら固定式刺し網漁業72.5%、  
その他漁業27.5%とするもの。

なお、「道南太平洋海域」の「すけとうだら漁業」の47,200トンのうち、平成26年まで設定していた漁獲平準化のための保留枠(10,000トン)は、TAC協定運営委員会の管理計画での確保を指導する。

## 【漁業法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量】

## (北海道漁獲可能量)



## ○太平洋海域配分内訳

(海域別配分)

(単位:トン)

採捕の種類	採捕数量			3ヶ年 平均	3カ年平均比 率で算定 A	R7年TAC 比率で算定 B	配分 (A+B)÷2 C	
	(管理期間:4月~翌年3月)							
	R2	R3	R4					
道南	すけとうだら漁業	20,372	26,758	22,422	23,184			
	その他漁業	8,405	7,342	3,163	6,303			
	小計	28,777	34,100	25,585	29,487	61,471 (94.9%)	61,049 (94.2%)	61,300
道東	すけとうだら漁業	627	1,083	624	778	1,622	1,782	1,700
	その他漁業	841	915	702	819	1,707	1,969	1,800
	小計	1,469	1,998	1,326	1,597	3,329 (5.1%)	3,751 (5.8%)	3,500
計		30,245	36,098	26,911	31,084	64,800	64,800	64,800

※ 配分は100トン単位

(道南太平洋海域の漁業種類別配分内訳)

採捕の種類	上記 海域別配分 C	配分基礎 TAC D	増加分 (C-D) E	配分 D+E
すけとうだら漁業		46,000	▲ 1,523 (72.5%)	44,500
その他漁業		17,400	▲ 578 (27.5%)	16,800
小計	61,300	63,400	▲ 2,100	61,300

※ 道南の漁業種類別配分は、平成29年1月16日付け漁管第1800号で定めた「太平洋海域におけるすけとうだらTACの有効利用について」に基づき配分の基礎とした63,400トンをベースに、増減分の配分比率を72.5%対27.5%とする。

○日本海海域配分内訳（R 8 年当初）

資料1-2 別紙 2/2

(単位:トン)

採捕の種類	採捕数量			3カ年平均	3カ年平均 比率で算定 A	前年当初TA C比率で算 定 B	配分 (A+B)÷2
	(管理期間:4月～翌年3月)						
	R2	R3	R4				
すけとうだら漁業	1,245	1,016	1,106	1,122	5,814 (69.2%)	6,289 (74.9%)	<b>6,050</b> <b>(72.0%)</b>
その他漁業	684 (460)	646 (590)	446 (640)	499	2,586 (30.8%)	2,111 (25.1%)	<b>2,350</b> <b>(28.0%)</b>
計	1,705	1,606	1,552	1,621	8,400	8,400	<b>8,400</b>

※ その他漁業の実績については、若干見合量(括弧内数量)を超過した分について算出根拠から除外する。

※ 配分は10トン単位。

(参 考)

○オホーツク海域（R 8 年当初）

(単位:トン)

採捕の種類	採捕数量			3カ年平均
	(管理期間:4月～翌年3月)			
	R2	R3	R4	
すけとうだら漁業	7	2	0	3
その他漁業	14	123	19	52
計	21	126	20	55

○根室海峡海域（R 8 年当初）

(単位:トン)

採捕の種類	採捕数量			3カ年平均
	(管理期間:4月～翌年3月)			
	R2	R3	R4	
すけとうだら漁業	3,924	5,929	7,116	5,656
その他漁業	716	2,070	4,181	2,322
計	4,640	7,999	11,297	7,978

**【 するめいか 】**  
 (管理期間: 令和8年4月～令和9年3月)

《配分の考え方》

- ① 海域を区分せず、「北海道するめいかを採捕する漁業」として管理する。
- ② 「北海道するめいかを採捕する漁業」へ全量を配分する。

漁業法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量  
 (国から示された量)

北海道漁獲可能量	6,600トン
北海道するめいかを採捕する漁業	
6,600トン	

(参考)

●採捕数量

(単位:トン)

	令和4年 4～翌3月	令和5年 4～翌3月	令和6年 4～翌3月	3年平均
するめいか	2,610	1,544	773	1,642

(採捕数量は、TAC報告による。)

## 【 くらまぐろ(小型魚)及びくらまぐろ(大型魚) 】

(管理期間:令和8年4月～令和9年3月)

## 《配分の考え方》

- ① 国からの配分数量の全量を、知事管理区分「北海道くらまぐろ(小型魚)漁業」及び「北海道くらまぐろ(大型魚)漁業」にそれぞれ配分する。

## ※参考

- ・ 知事管理区分は総量による管理を基本とするが、「北海道くらまぐろ(小型魚)漁業及び北海道くらまぐろ(大型魚)漁業の資源管理協定」(以下、「認定協定」という。)により、「オホーツク根室海域」、「太平洋海域」、「渡島海域」、「日本海海域」の海域ごとに管理されている。
- ・ 各海域ごとの割当量は、認定協定に基づく管理委員会で協議し配分される。

漁業法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量  
(国から示された量)

くらまぐろ(小型魚)	くらまぐろ(大型魚)
北海道漁獲可能量 142.0トン	北海道漁獲可能量 446.5トン
北海道くらまぐろ(小型魚)を採捕する漁業	北海道くらまぐろ(大型魚)を採捕する漁業
142.0トン	446.5トン

(参考)

## ●採捕数量

(単位:トン)

区分	令和4年 4～翌3月	令和5年 4～翌3月	令和6年 4～翌3月	3年平均
くらまぐろ (小型魚)	48.4	75.4	77.3	67.0
くらまぐろ (大型魚)	328.8	317.1	392.8	346.2

(採捕数量は、TAC報告による。)

## 令和7年と令和8年の配分量の比較について

単位:トン

特定水産資源	令和7年 当初配分量(A)	令和8年 当初配分量(B)	B-A	管理 期間
くろまぐろ(小型魚)	142.0	142.0	0.0	4月 ～ 翌年 3月
北海道くろまぐろ(小型魚)漁業	142.0	142.0	0.0	
くろまぐろ(大型魚)	446.5	446.5	0.0	
北海道くろまぐろ(大型魚)漁業	446.5	446.5	0.0	
すけとうだら	90,500	88,200	▲ 2,300	
・日本海海域	6,400	8,400	2,000	
北海道すけとうだら日本海漁業	4,610	6,050	1,440	
北海道すけとうだら日本海その他漁業	現行水準	現行水準	—	
・オホーツク海海域	現行水準	現行水準	—	
北海道すけとうだらオホーツク海漁業	現行水準	現行水準	—	
・道南太平洋海域	65,100	61,300	▲ 3,800	
北海道すけとうだら道南太平洋漁業	47,200	44,500	▲ 2,700	
北海道すけとうだら道南太平洋その他漁業	現行水準	現行水準	—	
・道東太平洋海域	4,000	3,500	▲ 500	
北海道すけとうだら道東太平洋すけとうだら漁業	1,900	1,700	▲ 200	
北海道すけとうだら道東太平洋その他漁業	現行水準	現行水準	—	
・根室海峡海域	15,000	15,000	0	
北海道すけとうだら根室海峡漁業	15,000	15,000	0	
するめいか	1,300	6,600	5,300	
北海道するめいかを採捕する漁業	1,300	6,600	5,300	



# スケトウダラ (太平洋系群) ①

スケトウダラは北太平洋に広く生息し、本系群はこのうち北日本～北方四島の太平洋側に分布する群である。本系群の漁獲量や資源量等は漁期年（4月～翌年3月）の数値を示す。

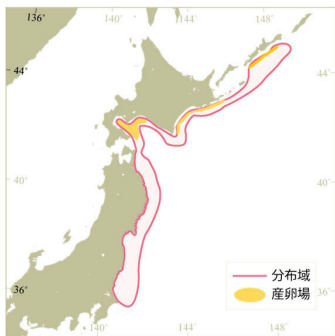


図1 分布域

太平洋の沿岸域から沖合域にかけて広く分布する。主な産卵場は北海道噴火湾周辺海域である。

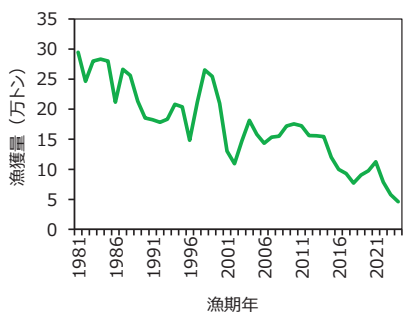


図2 漁獲量の推移

漁獲量は2000年代にはTAC規制なども働き、10.9万～21.0万トンで推移した。2015～2018年漁期に減少傾向となった後、増加に転じたが、2022年漁期以降は道東での漁場形成の不良もあり減少し、2024年漁期は4.6万トンとなった。

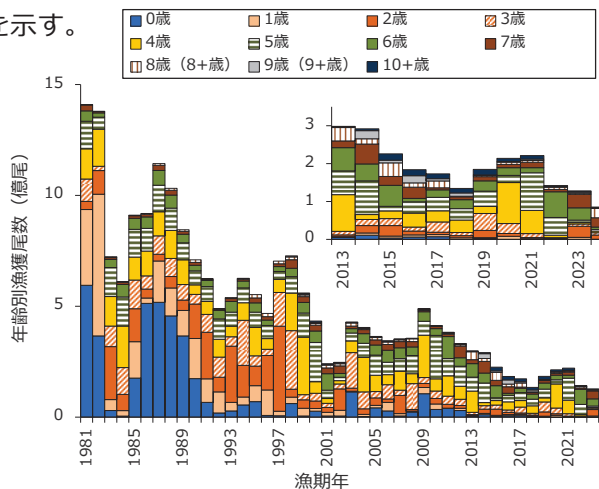


図3 年齢別漁獲尾数の推移（右上は2013年漁期以降の拡大）

1980年代は0、1歳魚、1990年代は2、3歳魚、2000年代後半からは4歳以上の魚が漁獲の中心となっている。

なお、本系群ではプラスグループとする年齢は1997年漁期以前は8歳以上、1998年漁期は9歳以上、1999年漁期以降は10歳以上としている。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

1

# スケトウダラ (太平洋系群) ②

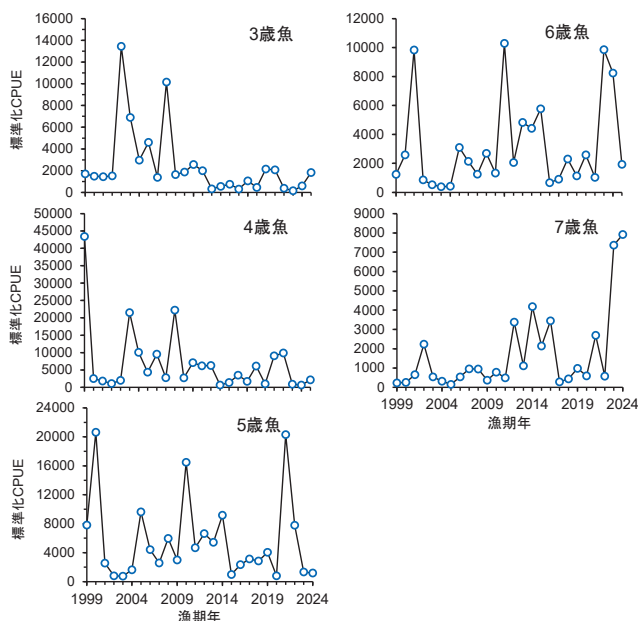
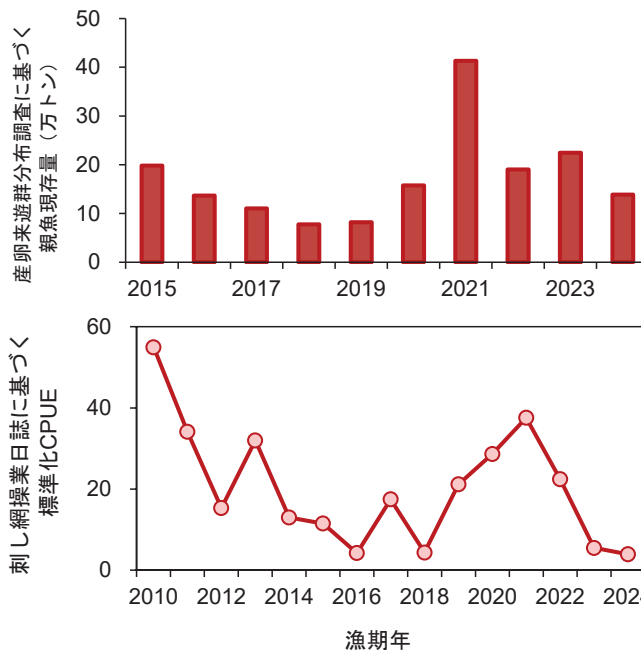


図4 資源量指標値の推移

コホート解析でのチューニングには、年齢別の資源の推移の情報として沖合底びき網漁業の漁獲成績報告書に基づく年齢別標準化CPUE（左図）を使用したほか、親魚量の推移の情報として産卵場周辺海域での調査船調査から得られた親魚現存量指標値（右図上段）と、すけとうだら固定式刺し網について代表船の操業日誌に基づく標準化CPUE（右図下段）を使用した。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

2



# スケトウダラ（太平洋系群）③

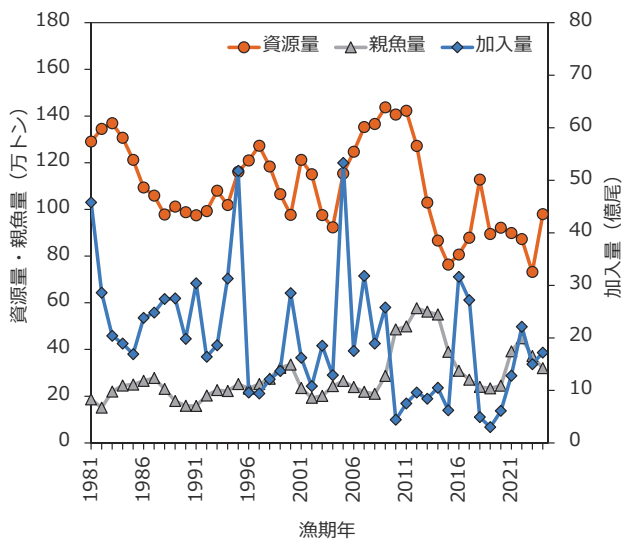


図5 資源量・親魚量・加入量の推移

本系群の資源量は1981年漁期以降、大きく落ち込むことなく推移してきた。加入量（0歳魚の資源尾数）が30億尾を超える卓越年級群である2016年級群、および高豊度の2017年級群の成熟により、近年の親魚量は高い水準にあるが、2024年漁期は前年漁期から減少して32.0万トンになった。

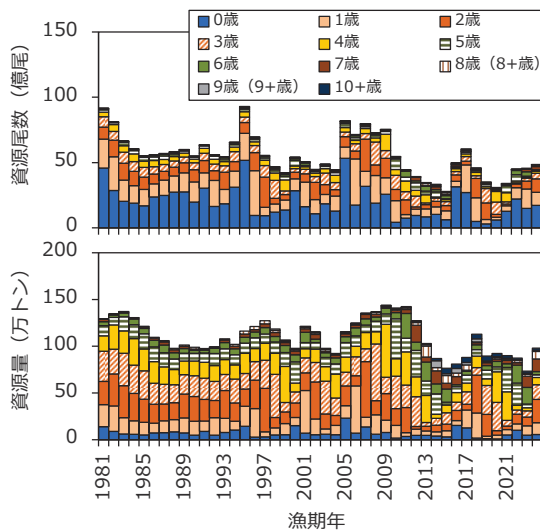


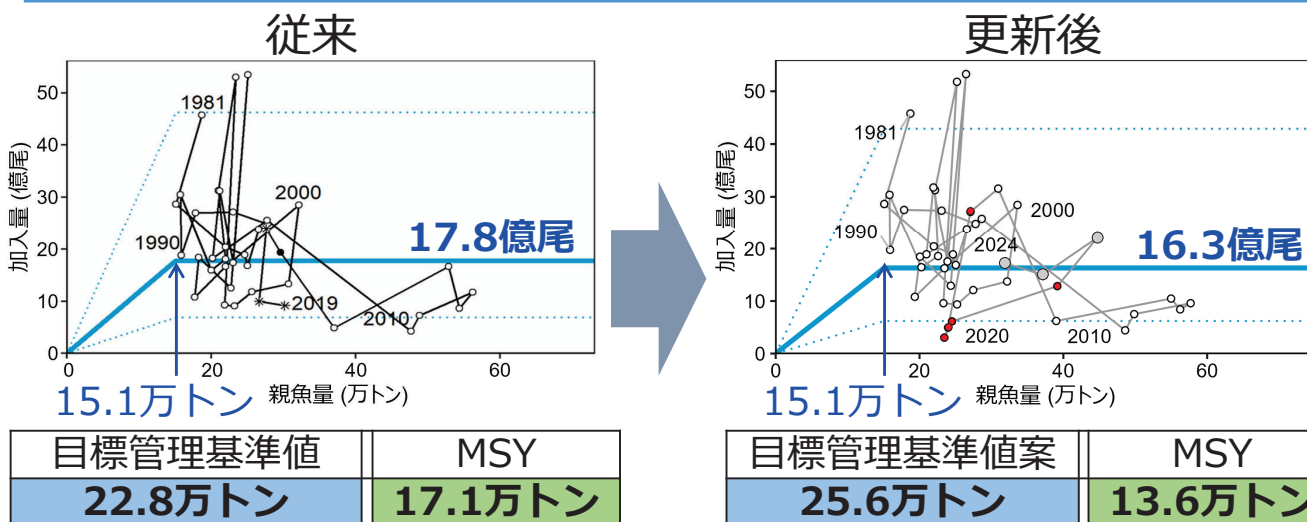
図6 年齢別資源尾数（上）と資源量（下）の推移

資源尾数は卓越年級群などの高豊度の年級群が発生した年に、資源量はその1～2年後に増加する傾向がある。近年では2016年級群が卓越年級群（加入量32億尾）と考えられる。高豊度の年級群が発生する一方で、2010、2018、2019年級群の加入量は、3.0億～4.9億尾と評価期間を通して極端に少なく、2015、2020年級群も6億尾程度と低い水準である。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

3

## 再生産関係の更新



- この5年間（赤丸）で非常に少ない加入の情報が増え、加入のばらつきが大きくなった  
→ 再生産関係（青線）は折れ点は変わらず、一定となる加入がやや減少
- 加えて、生物パラメーター（体重等）と年齢別選択率等を最新状況に更新  
→ MSYを実現する水準の親魚量が22.8万トンから25.6万トンに上昇、MSYは減少

4